

第788号
令和2年3月

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則	1	2
・生活保護法施行細則の一部を改正する規則	2	2
・支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則	3	11
告 示	番号	頁数
・公示送達について	30	21
・放置自転車等の保管について	31	21
・放置自転車等の保管について	32	21
・放置自転車等の保管について	33	22
・公示送達について	34	22
・公示送達について	35	22
・放置自転車等の保管について	36	22
・放置自転車等の保管について	37	23
・放置自転車等の保管について	38	23
・放置自転車等の保管について	39	23
・放置自転車等の保管について	40	23
・放置自転車等の保管について	41	23
・令和2年第1回天理市議会定例会の招集について	42	24
・放置自転車等の保管について	43	24
・放置自転車等の保管について	44	24
・公示送達について	45	24
・違反広告物の保管について	46	24
・放置自転車等の保管について	47	24
・大和都市計画ごみ焼却場の縦覧について	48	25
・大和都市計画その他の処理施設の縦覧について	49	25
・大和都市計画用途地域変更の縦覧について	50	25
・放置自転車等の保管について	51	26
・放置自転車等の保管について	52	26
・放置自転車等の保管について	53	26

・公示送達について	54	26
・放置自転車等の保管について	55	26
公 告	番号	頁数
・地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について	5	27
・指定特定相談事業所の指定について	6	27
・令和元年度地籍調査の実施について	7	27
・農地利用集積計画について	8	28
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	2	28
・臨時教育委員会の招集について	3	28
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	2	28
選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	1	29
公営企業	番号	頁数
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	5	29
・平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	5	29
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	6	30
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	7	30
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	8	30
・天理市指定給水装置工事事業者の廃止について【告示】	10	30
・平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	6	30
・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	9	31
・天理市指定給水装置工事事業者の休止について【告示】	11	31

・天理市指定給水装置工事事業者の指定について【告示】	12	31
----------------------------	----	----

規 則

(令和2年2月26日揭示済)

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第1号

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

天理市社会福祉事務所長に対する事務委任規則（平成26年3月天理市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第26条第1項」を「第26条」に改め、同条中第15号を第19号とし、第14号を第18号とし、第13号を削り、同条第12号中「第77条第1項」を「第77条から第78条の2まで」に、「費用」を「費用等」に改め、同号を同条第17号とし、同条中第11号を第16号とし、第10号を第15号とし、同条第9号中「又は廃止」を「若しくは廃止又は同条第4項の規定による通知」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第8号を第9号とし、同号の次に次の4号を加える。

(10) 法第55条の4の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(11) 法第55条の5の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

(12) 法第55条の6の規定による報告の請求に関すること。

(13) 法第55条の7第1項及び第2項の規定による被保護者就労支援事業に関すること。

第2条第7号中「第37条」を「第37条の2」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「第29条」を「第29条第1項」に、「調査の囑託又は報告の請求」を「資料の提供等」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「並びに」を「、同条第2項の規定による報告及び」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第27条の2の規定による相談及び助言に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年2月26日揭示済)

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成13年3月天理市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）」を「生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第5条中「生活保護（決定・変更・廃止・停止）通知書（様式第18号）又は生活保護申請却下通知書（様式第18号の2）」を「保護決定（変更）通知書（様式第18号）、保護申請却下通知書（様式第18号の2）又は保護廃止（停止）決定通知書（様式第18号の3）」に改める。

第7条中「による調査の囑託をし、又は報告」を「により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は報告」に改める。

第12条中「生活保護法施行規則」を「施行規則」に改める。

第14条を次のように改める。

（進学準備給付金申請書）

第14条 施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式は、進学準備給付金申請書（様式第32号）とする。

第14条の次に次の2条を加える。

（進学準備給付金決定通知書）

第15条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給（不支給）決定通知書（様式第33号）により通知するものとする。

（徴収金等支払申出書）

第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）（様式第34号）とする。

2 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）（様式第35号）とする。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第5条関係）

第 年 月 日 号

保護決定（変更）通知書

様

天理市社会福祉事務所長



生活保護法による保護を次のとおり開始・変更したので通知します。

1 保護の種類及び支給額

Table with 7 columns: 種類, 生活扶助, 住宅扶助, 教育扶助, 一時扶助, 合計, 本人支払額. Rows include 月分支給・追給額 and 月分以降支給額.

一時扶助の内訳（再掲）

Table with 8 columns: 生活, 住宅, 教育, 介護, 医療, 出産, 生業, 葬祭.

施設事務費 table with 4 columns.

支払先一覧 円 ()
円 ()
円 ()
円 ()
円 ()
介護扶助自己負担額 円 (事業者名)
円 (事業者名)
円 (事業者名)
医療扶助自己負担月額 円

- 2 扶助金支給日
3 保護の開始・変更の時期
4 保護の開始・変更の理由
5 この決定・変更通知が申請受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます。
(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます。
① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18号の2を次のように改める。

様式第18号の2（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



保護申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による保護については下記の理由により却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和2年3月

天理市公報

様式第18号の2の次に次の1様式を加える。

様式第18号の3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



保護廃止（停止）決定通知書

年 月 日に第 号により、決定通知した生活保護法による保護を下記のとおり廃止・停止したので通知します。

1 廃止・停止した保護の種類

生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・その他

2 停止する期間

3 廃止する時期

4 廃止・停止の理由

（備考）

(1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第31号を次のように改める。

様式第31号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したことから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

様式第32号を次のように改める。

様式第32号 (第14条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

天理市社会福祉事務所長 様

申請者
(大学等に進学する者)

住所又は居所
氏名

印

進学準備給付金の支給について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に進学する者の生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 大学等進学前の住宅と同じ
 転居により大学等進学前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
 居住 (予定) 地 _____
- 5 関係書類
 - (1) 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・入学金延納 (進学後に納付すること。)を申請した書類の写し
 - ・入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - (2) 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し
 - (3) その他支給決定にあたり必要な書類
 ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金振込先 (大学等に進学する者の口座に限ります。)
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の種類に○をしてください。)
 支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く。)
 記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)
 預金種類 普通預金 当座預金
 (該当する□にチェックを入れてください。)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右に詰めてご記載ください。)
 (カナ)
 口座名義人 _____
 ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写しなどの書類を添付してください。

様式第34号（第16条関係）

**生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書**

（生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）より、毎月 円を
年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく
徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て
納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所
氏名

㊞

天理市社会福祉事務所長 様

様式第35号（第16条関係）

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

（生活保護法第78条第1項に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正な手段により保護又は就労自立給付金の支給を受けた場合は、生活保護法第78条の2に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条第1項に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住所

氏名

印

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、年 月分からの保護金品等より
毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による
生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和2年2月26日掲示済）

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月26日

天理市長 並 河 健

天理市規則第3号

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成20年3月天理市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条中「による調査の嘱託を行う」を「により必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は報告を求める」に改める。

第12条中「様式第27号」を「様式第28号」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令和2年3月

天理市公報

法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出の様式は、様式第27号とする。
様式第17号を次のように改める。

様式第17号（第6条関係）

第 年 月 日

支援給付・配偶者支援金決定（変更）通知書

様

天理市社会福祉事務所長



年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付・配偶者支援金を下記のとおり決定・変更したので通知します。

1 支援給付の種類及び程度

ア 種類	生活 支援給付	住宅 支援給付	医療 支援給付	介護 支援給付	() 支援給付	計
イ 程度	円	円	円	円	円	円

ウ 介護支援給付自己負担額 円（事業者名）
円（事業者名）
円（事業者名）
エ 医療支援給付自己負担月額 円

2 支援給付の開始・変更時期 年 月 日

3 支援給付の方法

オ () 支援給付中の 費は () 渡しとする。

4 配偶者支援金の決定額 円

5 配偶者支援金の開始・変更時期 年 月

6 支援給付・配偶者支援金を決定・変更した理由

7 支援給付・配偶者支援金の支給日及び支給場所

8 この決定・変更通知が申請受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として(訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して50日(50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日)を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和2年3月

天理市公報

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



支援給付・配偶者支援金申請却下通知書

年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付・配偶者支援金については、下記の理由により却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
- ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
- ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和2年3月

天理市公報

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長



支援給付・配偶者支援金廃止（停止）決定通知書

年 月 日に第 号（及び 年 月 日第 号）により、決定通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付・配偶者支援金を下記のとおり廃止・停止したので通知します。

- 1 廃止・停止した支援給付の種類
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 廃止・停止の理由

（備考）

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。
 - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

令和2年3月

天理市公報

様式第27号を次のように改める。

様式第27号（第12条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、 年 月分からの支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）より、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

年 月 日

住所
氏名

㊞

天理市社会福祉事務所長 様
様式第27号の次に次の1様式を加える。

様式第28号（第12条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合）

私は、不実の申告など不正の手段により支援給付の支給を受けた場合は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2に基づき、支援給付金品（支援給付費（金銭給付されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の額から、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該支援給付金品の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

記

- 支援給付制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、本申出の方法により支援給付金品から支払に充てること。

年 月 日

住所
氏名

㊞

天理市社会福祉事務所長 様

年 月 日

私は、本申出に基づき、 年 月分からの支援給付金品より毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(令和2年2月6日掲示済)

天理市告示第30号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月6日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和2年2月7日掲示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年2月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年2月7日から令和2年4月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,080円
 - イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年2月10日掲示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月10日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月12日揭示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月12日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月14日揭示済)

天理市告示第34号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月14日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和2年2月14日揭示済)

天理市告示第35号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月14日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和2年2月14日揭示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和2年2月14日

3 移動対象区域

天理市東井戸堂町372番地12先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

令和2年2月14日から令和2年4月13日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,080円

イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年2月14日揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月14日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月17日揭示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月17日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月18日揭示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月18日揭示済)

天理市告示第40号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月18日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月21日揭示済)

天理市告示第41号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月21日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月25日揭示済)

天理市告示第42号

令和2年第1回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月25日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 令和2年3月3日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(令和2年2月25日揭示済)

天理市告示第43号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月25日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月26日揭示済)

天理市告示第44号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年2月26日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年2月26日揭示済)

天理市告示第45号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年2月26日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和2年2月28日揭示済)

天理市告示第46号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

令和2年2月28日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	JJEnglish	のぼり	1	川原城町	令和2年 2月21日	令和元年 2月21日	市役所 地下駐車場
2	不明（動物霊園）	のぼり	2	成願寺町			
3	MARUWA 不動産	ラック	1	川原城町			

連絡先 天理市建設部都市整備課 0743-63-1001（内線330）

(令和2年2月28日揭示済)

天理市告示第47号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項

の規定により告示する。
令和2年2月28日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年3月2日揭示済)

天理市告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画ごみ焼却場を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月2日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を定める土地の区域
大和都市計画ごみ焼却場 山辺・県北西部広域環境衛生組合 エネルギー回収型廃棄物処理施設 (焼却施設)	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部

2. 都市計画の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

(令和2年3月2日揭示済)

天理市告示第49号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画その他の処理施設を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月2日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画を定める土地の区域
大和都市計画その他の処理施設 山辺・県北西部広域環境衛生組合 マテリアルリサイクル推進施設 (粗大・リサイクル施設)	天理市櫛本町の一部

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

(令和2年3月2日揭示済)

天理市告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画用途地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年3月2日

天理市長 並 河 健

1. 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更する土地の区域
大和都市計画用途地域	天理市岩屋町及び櫛本町の各一部

2. 都市計画の案の縦覧場所

天理市建設部都市整備課

(令和2年3月1日揭示済)

天理市告示第51号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年3月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
 - 2 撤去日
令和2年3月1日
 - 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年3月1日から令和2年8月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
 - 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
 - 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市くらし文化部防災安全課 電話 0743-63-1001
- 2 場 所 天理市役所議事場

(令和2年3月2日揭示済)

天理市告示第52号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年3月2日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年3月4日揭示済)

天理市告示第53号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年3月4日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年3月5日揭示済)

天理市告示第54号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年3月5日

天理市長 並 河 健

送達を受けるべき者の住所及び氏名送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(令和2年3月5日揭示済)

天理市告示第55号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年3月5日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

公 告

(令和2年2月7日掲示済)

天理市公告第5号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

令和2年2月7日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970401101	
名 称	デイサービスりあん天理	
所在地	天理市櫛本町 2098 番地 1	
申請者	名 称	株式会社ル.リアン
	主たる事務所の所在地	天理市櫛本町 2098 番地 1
	代表者の氏名	青木 将人
	代表者の住所	大阪市平野区平野東 3-4-10-205
廃止年月日	令和2年1月31日	
サービスの種類	地域密着型通所介護	

(令和2年2月14日掲示済)

天理市公告第6号

指定特定相談支援事業所の指定について

令和2年2月1日付をもって下記の者を、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所として指定したので公告する。

令和2年2月14日

天理市長 並 河 健

記

- (1) 主たる事業者の名称・所在地
社会福祉法人ふきのとう 理事長 松田 勝義
天理市柳本町 2 0 3 6 - 1
- (2) 指定に係る事業所名称・所在地
指定特定相談支援事業所 ふきのとう
天理市柳本町 2 0 3 6 - 1
- (3) 指定等の年月日
令和2年2月1日
- (4) 種別
指定特定相談支援
- (5) 事業の主たる対象者
知的障害者・身体障害者・精神障害者
- (6) 事業所番号
指定特定相談支援事業所 2 9 3 0 9 0 0 0 8 5

(令和2年2月25日掲示済)

天理市公告第7号

天理市丹波市町地域内の土地について、国土調査法による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、

令和2年3月

天理市公報

同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和2年2月25日

天理市長 並 河 健

記

1. 地図及び簿冊の名称 天理市丹波市町地籍図原図
天理市丹波市町地籍簿案
2. 閲覧期間 令和2年2月25日（火）から
令和2年3月16日（月）まで 21日間
（上記期間の内、2月29日（土）・3月7日（土）・8日（日）・14日（土）・15日（日）の土曜日、日曜日については閲覧業務を行わない）
3. 閲覧日時 2月25日（火）～3月16日（月）午前9時～午後4時まで
閲覧場所 天理市役所3階 監理課 地籍調査係
ただし、閲覧期間のうち下記の日程においては、記載の閲覧時間及び閲覧場所にて行う。

閲覧日時	閲覧場所
3月1日（日）	午前9時～午後4時まで 市役所1階 131会議室

4. 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができる。
5. 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっているので、各自印章を持参すること。
6. 誤り等訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(令和2年2月29日揭示済)

天理市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和2年2月29日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(令和2年2月12日揭示済)

天教告示第2号

令和2年2月17日午後2時から2月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年2月12日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

(令和2年2月28日揭示済)

天教告示第3号

令和2年3月9日午後3時30分から3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年2月28日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和2年2月28日揭示済)

天農委告示第2号

令和2年3月6日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

令和2年2月28日

記

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
議案第2号 農地法第4条に関する申請について
議案第3号 農地法第5条に関する申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第5号 農用地利用配分計画について
議案第6号 別段面積（下限面積）の検討について
議案第7号 その他
① 市街化区域の専決処分について（報告）
② 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

選挙管理委員会

(令和2年3月2日揭示済)

天選告示第1号

令和2年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年3月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

50分の1の数	1,068人
6分の1の数	8,893人
3分の1の数	17,786人

公営企業

(令和2年2月12日揭示済)

天理市上下水道局告示第5号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和2年2月12日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和2年2月12日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 吉田機電 株式会社
代表者 吉田 真也
住所 奈良市法華寺町2 1 3番 1

(令和2年2月12日揭示済)

天理市上下水道局公告第5号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和2年2月12日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第11処理分区	小路町の一部

(令和2年2月14日揭示済)

天理市上下水道局告示第6号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和2年2月14日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和2年2月14日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 株式会社K`s Corporation

代表者 北村 仁

住所 大阪府大阪市東淀川区東中島一丁目17番18号

(令和2年2月14日揭示済)

天理市上下水道局告示第7号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

令和2年2月14日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

令和2年2月14日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 株式会社 広和

代表者 藤井 幹久

住所 奈良市法華寺町202-7

(令和2年2月25日揭示済)

天理市上下水道局告示第8号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和2年2月25日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和2年2月25日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 マツモト工業 株式会社

代表者 松本 真弥

住所 京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

(令和2年2月25日揭示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の廃止について

令和2年2月25日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は廃止したので告示する。

令和2年2月25日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 松本工業 有限会社

代表者 松本 和彦

住所 京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6

(令和2年2月25日揭示済)

天理市上下水道局公告第6号

平成31年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

令和2年2月25日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第8処理分区	長柄町の一部

(令和2年2月26日掲示済)

天理市上下水道局告示第9号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和2年2月26日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和2年2月26日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 株式会社 弥杜工業

代表者 林 龍児

住所 奈良市大宮町七丁目1番65-1号

(令和2年2月28日掲示済)

天理市上下水道局告示第11号

天理市指定給水装置工事事業者の休止について

令和2年2月28日付をもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は休止したので告示する。

令和2年2月28日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 株式会社 吉岡建設

代表者 吉岡 義男

住所 天理市喜殿町253-1

(令和2年3月4日掲示済)

天理市上下水道局公告第12号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

令和2年3月4日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

令和2年3月4日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並河 健

天理市指定給水装置工事事業者

商号 株式会社 ハナフサ

代表者 近藤 久喜

住所 大阪府大阪府中央区谷町七丁目5番9号